

「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)支給」の考え方(質問及び回答)

No.	項目		質問	回答
1	第1条	目的	市内に住民登録のある介護保険・障害福祉サービス等の利用者の新型コロナウイルスワクチンの接種の促進を図るため、当該利用者の接種に係る予約支援又はワクチン接種を行う医療機関、接種会場等への同行支援を行った市内のサービスを提供する事業所等に対して協力金を支給するものであるが、事業実施の目的は？	新型コロナウイルスワクチン接種の予約について、サービス等の利用者で予約がうまくいかず、家族等の支援も困難、予約はとれたが接種を行う医療機関、接種会場等へ単独で行くことが困難でサービス外で事業所職員が支援することが想定され実施するもの。そのことにより、接種の促進を図るものです。
2	第2条	協力金 支給内容	協力金の支給に係る要件である支援の対象のサービスの利用者を豊中市に住民登録のあるサービスの利用者としているが、なぜ、住民登録を要件としているのか？	豊中市の新型コロナウイルスワクチン接種の促進を目的としている事業であることから、住民登録を要件とするものです。
3			豊中市に住民登録のある利用者が他市町村の事業所を利用(契約)している場合で、当該事業所がワクチン接種に係る支援を行った場合、協力金の支給対象者となるのか？	対象外です。豊中市の独自事業であり、豊中市内の事業所に対する協力金です。
4			協力金の支給に係る要件である支援の対象の介護保険サービス等の利用者について、要介護1としていることへの考え方は？又、障害福祉サービス等の利用者の場合は、このような要件はないのか？	介護保険サービス等の利用者について、要介護1以上としているのは、支援がなく、高齢者ご自身では接種を受けることが困難であると想定されることからです。又、同じ事業所で要支援の人も対象とするサービスを実施している場合で、要支援の人を含めて同時に同行支援を行った場合、要支援の人に係る支援は協力金の対象外ですが、要介護の人の支援に係る分は協力金の対象となります。 障害福祉サービス等の利用者の場合、介護保険の要介護度に相当するもので、障害支援区分がありますが、今回対象とするサービス等には、障害支援区分は不要のサービスも含まれていることから、区分については要件とはしていません。
5			介護保険の認定は要支援であるが、精神疾患があり障害福祉サービスを利用しているが対象となるか？	介護保険で要支援の認定であっても、協力金の支給対象事業所のサービスの受給者証を所持し、利用しているサービス提供事業所が同行支援を行う場合は対象となります。(当該同行支援がサービスの報酬算定がなされる場合を除く。)支給申込書(様式第1-1号)の「被保険者番号又は受給者番号」欄には、移動支援の「地域生活支援事業受給者証」に記載の受給者番号を記載してください。
6			事業所においては、サービスの利用者と同居している配偶者や子に対しても家族支援を行うことがあるが、予約支援を家族へ支援した場合も対象となるか？	サービスの利用者自身の通常のサービス外での支援について協力金を支給するもので対象外です。
7			予約支援に係る協力金単価の1件(件数)の具体的な考え方は？	予約支援については、利用者個人への対応であることからお1人に対して予約に係る支援を行った場合、1件とします。
8			同行支援に係る協力金単価の1件(件数)の具体的な考え方は？	同行支援についても、同時に複数の利用者に同一日に同一接種場所への支援を行うことも想定されますが、お1人に対して、1回(往復)の同行支援について1件とします。
9			予約支援により予約を行ったが、何らかの都合で事後に接種をキャンセルした場合でも当該予約支援に係る協力金は支給の対象となるか？	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問	回答
10	第2条	協力金 支給内容	本来の利用(契約)サービスを利用して、同行支援について当該サービスで報酬が算定される場合は対象外か？
11			報酬算定が可能な通院介助等での支援により行われた場合は対象外です。
12			利用(契約)している事業所で、介護保険外や障害福祉サービス外として別途利用者との契約により有償で同行支援が行われた場合は対象外か？
13			上記同様、支援に対する対価を得ることができることから対象外です。
14			利用(契約)している事業所等の敷地内でワクチン接種(集団接種)が行われた場合、その際の支援については対象外か？
15			予約支援及び同行支援とも対象外です。又、例えば通所支援の事業所でワクチン接種が行われる場合、当該事業所の利用者は対象外になります。
16			「(様式第1-1号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)支給申込書」の「申込者確認事項」に「事業所等の敷地内でワクチン接種を行うことができる場合には当たりません。」とあるが、当施設では施設内で入所者の接種を先行して行ったが、施設としては予約支援・同行支援協力金の申込みの対象外か？
17	第3条	支給対象 事業所	高齢者の入所等の施設内で先行して接種した入所者に対するものや同一敷地内で併設の通所施設内で接種されたもの(通所施設内接種支援協力金の対象)は対象外ですが、施設内で接種できなかった入所者で、施設外の医療機関での接種や集団接種会場での接種の予約支援や同行支援については協力金の対象になります。つまり、事業所等の敷地内での接種については予約支援や同行支援はなじまないとの考え方です。
18			サービス付き高齢者向け住宅内で接種した場合は対象外です。なお、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が併設の事業所の利用者でもある場合、当該事業所が入居している住宅または事業所以外の接種場所へ同行支援を行った場合は対象となります。
19			利用者の自宅で予約登録の支援を行った場合は、対象か？
20			お見込みのとおりですが、事業所の敷地内で接種する場合の予約支援は協力金の対象外です。その他の医療機関、接種会場等での接種に係る予約登録の支援を事業所内で行った場合は対象となります。
21			市障害福祉課で実施の重度の知的障害のある人を対象に実施のワクチン集団接種について、障害福祉課への予約や会場の障害福祉センターひまわりまでの送迎や会場内の付き添いをした場合は協力金の支給の対象か？
22			予約支援・同行支援協力金の支給要件に合致すれば、協力金の支給の対象です。留意点としては、事業所の利用者複数人に対して支援を同時に行った場合でもNo.7・8のとおり予約支援は1人1件(今回のひまわりで接種の予約は2回目の接種も同時)、同行支援は同時に複数の利用者に同一日に同時に支援を行った場合(例えば3人の事業所職員で同時に4人の利用者で行った場合)も利用者1人に対して、1回(往復)の同行支援について1件となります。又、日中活動サービスの報酬との関係についてはNo.38を参照してください。
23			幅広く、支援を行うことが想定される事業所・施設等を対象としています。施設系サービスについても一部入所者の優先接種を終えてからの入所者(利用者)や優先接種当日に発熱等で接種ができなかった入所者(利用者)への支援も想定されることから対象としています。
24			個々のサービス等を含め、居宅介護支援事業所や障害福祉の特定相談支援事業所も契約をしていないものは対象外になります。契約はケアプラン又はサービス等利用計画をたてることについてですので、契約をしていないものは今回の支援の対象外になります。

No.	項目		質問	回答
19	第3条	支給対象事業所	同行支援について、市ホームページ及び事業所への周知案内に「ケアプランへの位置づけ、…が困難等の場合を対象としており、」とあるが、ケアプランの内容に同行支援(定期的な受診・買物)がない人のみを対象とすることか？ケアプランへの位置づけについて詳細を教えてください。	まず、ケアプランにワクチン接種の同行について、通院介助として介護報酬の対象となるものとして位置づけられているものは対象外となります。質問にある定期的な受診・買物についてケアプラン上に位置づけがあっても、ワクチン接種にかかる同行についてケアプラン上位置づけのない日(定期の通院以外の日にワクチン接種される場合など)で支援をされる場合は対象になります。
20			介護保険と医療保険で訪問看護事業ををしている事業所で、 ①介護保険の要介護認定を受けている人に、予約・同行支援をした場合は協力金の対象か？ ②介護保険の要介護認定は受けていないが、精神疾患で医療保険で訪問看護に入っている。協力金の対象となるか？	①介護保険サービスの訪問看護の利用者(事業所と契約している)であれば、サービス外で支援した場合は対象となります。 ②医療保険サービスの利用者は対象外です。当該事業所で実施の本協力金の対象サービスの利用者であることが必要です。
21			就労定着支援は協力金の支給対象事業所にはないが、就労定着支援の利用者への支援は協力金の対象外か？(セルフプランでサービス利用が就労定着支援のみといった人など) 又、就労移行支援を利用していた人で、就職後6ヶ月以内であり、サービス利用がない人への支援も協力金の対象外か？(就労移行支援が定着支援を実施しているが、利用サービスが就労移行支援のみであったため就労定着支援を開始するまでは、サービス利用がない状況)	就労定着支援の利用者への支援は協力金の対象外となります。本協力金に係る支援の対象は、支援がなくてはご自身で接種の予約や接種会場へ赴くことが困難な人を想定しており、就労定着支援の利用者は、就労を継続して6か月経過している人であり、ご自身での予約や接種会場へ赴くことも可能と考えられることから、又、介護保険の利用者で要支援の人と同様に対象外としております。なお、セルフプランでなく特定相談支援(計画相談支援)でサービス等利用計画が作成されている人は、ケアマネジメントが必要な人であることから特定相談支援事業所が支援した場合は対象となります。又、就労移行支援の利用者は対象としており、就職後6か月以内で職場定着支援を実施している場合も、事業所への通所はありませんが、同サービスでの支援の範疇でもあることと支援の対象者の状態像として就労定着支援の場合とは異なり、支援の必要性が想定されることから対象としています。
22	第4条	申込者	事業所が予約支援又は同行支援を行い、協力金であるので申込者は当然、事業所(長である管理者)でよいか？	お見込みのとおりです。
23	第5条	協力金の支給の申込等	協力金の支給の申込みのタイミングは？又、随時の申込み、例えば3回目と4回目の複数回に分けての申込みも可能か？	予約支援・同行支援とも随時の申込み(支援の都度複数回の申込み)は可能です。
24			「(様式第1-1号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)支給申込書」の申込者の事業等種別は、運営法人でなく事業所で実施(指定又は登録)の事業等種別の番号を記入するか？	お見込みのとおりです。今回の支援に係る利用者が利用(契約)しているサービスの他、実施(指定又は登録)している事業等の種別の番号を記入してください。
25			1回の協力金支給申込で、15人以上分の申込みをする場合、協力金支給申込書の記入欄が不足するが、どうすればよいか？	お手数ですが、15人単位で2枚以上に分けて申込書を作成してください。2枚目以降の申込書も両面の記入(申込年月日、「申込者」欄、＜協力金＞、＜申込者確認事項＞のチェック)が必要です。ただし、申込手続は同時でできます。「(様式第2号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)請求書」は申込書複数分の合算で請求金額を記入し、請求できます。

No.	項目	質問	回答
26	第5条 協力金の支給の申込等	「(様式第1-1号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)支給申込書」に記入する予約支援と同行支援の件数と申込額の考え方は？	1枚の協力金支給申込書に記載の予約支援・同行支援に係る件数を記入してください。1件の件数の考え方はNo.7・8のとおりですが、同行支援については、例えば3回目の接種の同行支援と4回目の接種の同行支援は別カウントです。申込額は、予約支援は記入した件数に1,000円、同行支援は記入した件数に2,000円を乗じた額を記入してください。
27		予約支援に係る協力金の申込みに当たってはの添付書類「(様式第1-2号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援確認申告書」のみでよいのか？	お見込みのとおりです。支援を受けたご本人からの申告書のみです。
28		「(様式第1-2号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援確認申告書」は、支援を受けた本人が書くのか？又、代筆する場合の代筆者の範囲は？	確認申告書は基本、支援を受けたご本人が記入するものですが、ご本人で記入が困難な場合は、ご本人に確認・同意の上でご家族、事業所職員等の代筆は可能です。
29		医療機関での接種に同行支援をしたが、接種済証にワクチン接種シールが貼られずに予診票に貼られたが、協力金の申込みの際はどうか？	同行支援の協力金支給においては、接種年月日、接種場所等の他、確実に接種済かどうかを確認する必要があり、接種済証とあわせて、ワクチン接種シールを貼った予診票(本人控)の写しを提出ください。
30		同行支援に係る協力金の申込みに必要である接種済証を紛失した場合はどうすればよいのか？	予診票の本人控の「ワクチン名・ロット番号」シールの貼付と接種場所・接種年月日の記入で必要な内容を確認できるのでその写しを提出してください。又、予診票の本人控紛失の場合は「予防接種済証明書」の申込みを市保健所ワクチン接種対策チームにいただき、発行されたもの(写し可)を添付してください。
31		3回目以降の接種券には接種場所の記載欄がないが、例えば余白部分に接種場所等を記載する必要があるか。	3回目以降の接種券には接種場所の記載は不要です。申込書及び予約支援の場合は申告書にも「ワクチン接種場所」をそれぞれ記入して提出してください。 1回目と2回目の接種券には、従来どおり記載したものを添付ください。 【令和4年(2022年)11月16日追記】
32		「(様式第2号)「新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金(予約支援・同行支援)請求書」での協力金の請求はいつ行うのか？	申込み(申込書の提出)と同時に行ってください。
33		協力金の振込先の口座名義人は請求者と異なってもよいのか？	原則は、請求者と口座名義人(振込先)は同一ですが、管理者が請求者であっても振込先が運営法人(事業者)の口座になる場合も想定されますので、協力金請求書の下欄の記載により委任してください。その際、請求者と同じ氏名の記入(本人自署でない場合は記名押印)が必要です。
34		複数の事業所を利用(契約)している利用者について、2回のワクチン接種を別々の事業所が同行したが、その場合の提出書類を確認したい。	2回の接種各々の事業所からの申込み及び請求になりますので、各々で様式等(様式第1-1号、様式第1-2号、接種済証の写し、様式第2号)の提出が必要です。
35		第6条 協力金の支給の決定等	協力金の支給の方法は？
36		複数回、協力金支給申込・請求を行った場合の支払は？	1回の交付申込・請求の単位での支払になります。

No.	項目		質問	回答
37	その他	その他	本来のサービス等の報酬請求との関係での留意点は？	<p>介護保険通所系サービス等で、本来のサービス等の提供中に中抜きを行い、その中抜き時間において、ワクチン接種支援を行うことは、報酬算定外の時間においての介護保険外サービス又は障害福祉サービス外の支援であり協力金の支給は可ですが、本来のサービス等の報酬単価の時間区分の算定には含まれないのでご注意ください。(障害福祉サービスの生活介護等、報酬単価の時間区分がなく日額の報酬単位の日中活動サービスである場合、本来サービスの報酬単価に影響はありませんが、当該サービスの報酬請求はサービス外の時間を除いた時間帯で行うことになります。)</p> <p>なお、サービス等の提供の前後の送迎中の同行支援であれば、本来サービス等の報酬の算定は可能であり、協力金の支給は対象外となります。</p>
38	その他	その他	障害福祉のグループホーム(共同生活援助)の利用者の接種について、日中活動サービス(生活介護など)の時間帯にグループホームの職員が同行した場合は、共同生活援助の報酬の算定外の時間帯(この場合、日中活動の時間帯)に接種の同行支援であり協力金の対象となるが、グループホームの職員でなく、日中活動サービスの職員が同行した場合も対象になるか？	<p>グループホームの利用者に、日中活動サービスの時間帯に日中活動サービスの職員が同行した場合は、当該時間はサービスの報酬外の支援となるため、中抜き中の支援となり、協力金の支給対象です。</p> <p>ただし、日中活動サービスの前後の送迎中に接種に同行される場合は、当該サービスの算定とすることは差支えない(要件を満たせば送迎加算の算定も可能)ため、協力金の支給の対象外です。</p> <p><補足>協力金の申込者は、グループホームの職員が同行される場合は当該グループホームの管理者、日中活動サービスの職員が同行される場合は当該日中活動サービスの管理者になります。</p>